

報告事項

島根大学教育学部と鳥取県教育委員会とのICT活用教育の推進に関する
協定締結式について

島根大学教育学部と鳥取県教育委員会とのICT活用教育の推進に関する協定締結式
について、別紙のとおり報告します。

令和2年10月21日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

島根大学教育学部と鳥取県教育委員会との ICT 活用教育の推進に関する協定締結式

令和2年10月21日
教育総務課

- 1 日時 令和2年10月9日（金）15時45分～16時
- 2 場所 米子ワシントンホテルプラザ
- 3 締結者 島根大学教育学部長 加藤 寿朗
鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

4 内容

ICT 活用教育の推進に関する協定書に署名した後に、学部長及び教育長が挨拶を行った。

ア 加藤教育学部長

○この度の協定締結については3つの意義があると考えている。鳥取県教育委員会においては ICT 活用教育の充実・発展、島根大学教育学部の学生においては ICT 活用指導力の向上につなげ、今後の県を越えた連携の可能性を期待している。

(1) 児童生徒にとっての意義

○新しい学習指導要領が順次スタートするが、グローバル化や情報化の進展により激しく大きく変わる社会の中で子どもたちがたくましく生きていくために必要な力を考える中で、ICT 活用教育は子どもたちの未来のための教育にとって大きな意義があると考えており、島根大学教育学部も協力していきたい。

(2) 学生にとっての意義

○島根大学教育学部では学生が地域や子どもたちと一緒に学ぶ体験活動を大切にしており、1000 時間体験学修として卒業要件にしている。

○今年度のコロナ禍により学生の直接体験が難しい状況の中、ICT を活用することで鳥取県の子どもたちといろいろな形で交流ができるとともに、学生の ICT 活用指導力の向上にもつながる。

○アフターコロナ時代の新しい体験活動の一つの姿になるのではないかと期待している。

(3) 大学にとっての地域連携、地域貢献としての意義

○H27 に山陰教師教育コンソーシアム設立し、教職大学院を核とした教員研修など山陰の教育力向上を目指して様々な取組を進めてきた。

○今回の ICT 活用教育が今後の大学と鳥取県教育委員会との連携の核になると期待している。

イ 山本教育長

○GIGA スクール構想により児童生徒に一人一台タブレットが整備され、子どもたちの学びも大きく変わってくる。ICT を活用した教育を進めていくことは教育の在り方の中で大きな位置を占める部分となる。

○これまで島根大学教育学部とは H16 に連携協力の覚書を締結するとともに、H27 には山陰教師教育コンソーシアムを設立し、研究授業等での指導助言や教職大学院や現職教員研修による教員の育成など、山陰の教育力向上のために連携を深めてきた。

○これからの教育で重要な位置を占める ICT において、島根大学教育学部の力をさらにいただき、力を合わせて取り組んでいくため協定を締結した。

○これまで連携して取り組んできた教員養成や現職教員の育成において ICT を活用することにより、例えば将来教員になる学生に ICT を使った授業を通じて指導法を学んでもらうなど、様々な可能性が膨らんでいる。

○これから島根大学教育学部と連携して取り組んでいく中で、ICT を活用した新たな学びの世界を切り開いていくためにお互い共同して研究し、成果を分析して、さらに発展させ深めていきたい。



I C T活用教育の推進に関する協定書

鳥取県教育委員会（以下「甲」という。）と国立大学法人島根大学教育学部（以下「乙」という。）とは、地域におけるI C Tを活用した教育の充実発展を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の連携・協力のもと、情報ネットワークを活用し、地域におけるI C Tを活用した教育の充実発展を推進することを目的（以下「本目的」という。）とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、本目的のためにI C Tを活用して次に掲げる連携協力を行う。

- （1）教員の資質能力の向上に関する共同で行う研究
- （2）教員の養成に関する共同で行う研究
- （3）学生、児童生徒等の教育支援及び社会貢献活動に関する共同で行う研究
- （4）その他甲と乙が相互に必要と認めるもの

（具体的事項の決定）

第3条 甲及び乙は、地域におけるI C Tを活用した教育が充実進展するよう連携協力を行うものとし、具体的な方法や条件については、別途協議の上、定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本目的に関連して相手方から開示を受ける営業上、技術上、経営戦略上、財務上、その他業務上の情報（以下「秘密情報」という。）を事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならないものとし、かつ、本目的以外の目的に使用してはならないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報として取り扱わないものとする。

- （1）開示を受けるときに、既に公知であった情報、又は既に被開示者が保有していた情報
- （2）開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報
- （3）開示後、秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
- （4）秘密情報によることなく被開示者が独自に開発又は創作した情報

3 甲又は乙は、秘密情報を複製する必要がある場合は、事前にその目的等の詳細を明らかにした上で、相手方の同意を得なければならないものとする。

(成果の帰属)

第5条 本協定に基づく研究等の結果、技術的知見その他の技術的成果が得られた場合は、遅滞なく書面にて相手方に報告し、その帰属について協議するものとする。

(成果の公表)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく研究の成果について相手方と協議した上、報道発表等の対外的な公表を単独又は共同で実施することができるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも本協定の期間延長を行わない旨の通知がないときは、1年間更新することとし、以後についても同様とする。この場合において第4条及び第5条については、本協定の終了後以降も有効に存続する。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙協議のうえ解決を図るものとする。

本協定の証として2通を作成し、記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年10月9日

甲 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地
鳥取県教育委員会
教育長

山本 仁志



乙 島根県松江市西川津町1060
国立大学法人島根大学教育学部
学部長

加藤 寿朗

